

契約概要と注意喚起情報について

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。

ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。

なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約・細則によって定まります。

このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がございましたら、こくみん共済 coop(以下「当会」)までお問い合わせください。

ご契約内容となる事業規約・細則は、当会のホームページ(<https://www.zenrosai.coop/tebiki.html>)よりご参照いただくか、当会までお問い合わせください。

2021年 6月版

(ホームページ用)

こくみん共済

個人定期生命共済・こども定期生命共済・熟年定期生命共済
傷害共済・個人賠償責任共済・終身生命共済・個人長期生命共済

ご契約のてびき

共済商品名と該当する事業規約・細則

共済商品名	事業規約・細則
医療保障タイプ、総合保障タイプ、医療保障60歳タイプ、総合保障60歳タイプ、がん保障プラス	個人定期生命共済
こども保障タイプ	こども定期生命共済
シニア総合保障タイプ、シニア医療保障タイプ	熟年定期生命共済
傷害W(ダブル)タイプ、傷害タイプ、傷害W(ダブル)60歳タイプ、傷害60歳タイプ	傷害共済
個人賠償プラス	個人賠償責任共済
終身医療保障タイプ	終身生命共済

契約概要

「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。

契約者について

出資金を払い込み、組合員となった方で、当会と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方をいいます。

被共済者になることができる方

1. 契約者、契約者の配偶者(内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」)を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。)

※内縁関係にある方等とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいいます。また、戸籍上の性別が同一である場合については、加入時に確認書類の提示(自治体の同性パートナーシップの証明書、住民票、当会所定の確認書のいずれか)をお願いしています。

2. 生計を一にする、契約者または契約者の配偶者の子、父母(継父母を含みます)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者(嫁・婿)
※生計を一にするとは、日常生活において互いの収入および支出を共同して計算することであり、同居である必要はありません。

※個人賠償プラス、携行品損害共済金においては、被共済者は共済金請求ができる方のことをいいます。個人賠償プラスの保障対象となる被共済者の範囲はホームページを参照ください。
※ご加入の際は申込書に記載されている質問表への回答が必要です(P.3「加入申込書(申込書)および質問表の記入について」をご覧ください)。

商品のしくみ

タイプごとに加入できる年齢・保障内容は異なります。詳しくはホームページを参照ください。

共済掛金(掛金)の払込方法について

掛金の払込方法は、月払いになります。
初回掛金の払い込みについては、P.3「契約の成立と効力の発生について」をご覧ください。

共済期間と共済契約(契約)の継続 (自動更新・年齢満了時の手続き、自動移行)について

1. 共済期間は1年です。契約は共済商品タイプごとに定める更新年齢の範囲で更新できます。同じタイプ(60歳以降は同じ掛金額のタイプ。保障内容は変わります)で引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要です。

※終身医療保障タイプの共済期間は終身です(更新はありません)。

2. 終身医療保障タイプに付帯できる先進医療特約の共済期間は10年(自動更新により一生涯保障)です。

3. こども保障タイプにご加入の場合

(1) 共済期間は1年です。引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要です。満17歳時の更新による共済期間(1年)の終了に伴い、契約が満了します。

(2) 契約満了時には引き続き加入できるタイプ(保障内容・掛金が変わります)をご案内します。お手続きが必要です。

(3) 契約満了日までにお手続きがなかった場合には、医療保障タイプ(1口)に自動的に移行(自動移行)します。

※組み合わせて加入しているタイプによっては、こども保障タイプが自動移行せずに契約満了日で終了となる場合があります。

※今後の制度改定により、自動移行先のタイプが変更となることがあります。

※更新年齢とは更新後契約の発効日における被共済者の満年齢をいいます。

※事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等を変更することがあります(**P.5「規約・細則の変更について」**をご覧ください)。

契約できる限度について

1. 1人の被共済者が同じタイプには複数加入できません。

2. 当会の他の共済商品(個人長期生命共済・終身生命共済の事業規約にもとづく商品プラン・タイプ)にすでにご加入の方については、加入額を制限することがあります。詳しくは当会までお問い合わせください。

3. 終身医療保障タイプに付帯できる先進医療特約は、個人長期生命共済・終身生命共済の事業規約にもとづく商品プラン・タイプと通算して、被共済者1人につき1契約です。

※一部の職業に従事されている方(**次項「一部のご職業について」** で、ご確認ください)の加入額を制限することがあります。

一部のご職業について

1. 保障開始日において次のご職業に従事している方は、被共済者となることができません。

(1) 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業

(2) テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業

※加入後にこれらの職業に従事した場合は、これらの職

業の就業に伴う原因により支払事由が発生したときに共済金をお支払いできない場合があります。

2. 終身医療保障タイプ

次表の①～⑧の職業に従事されている方は、個人長期生命共済・終身生命共済の事業規約にもとづく商品プラン・タイプとあわせて入院日額5,000円を超えて加入することはできません。

3. その他のタイプ

次表の①～⑦の職業の就業に伴う原因により発生した不慮の事故および交通事故の場合には共済金をお支払いできないことがあります。また、⑧の職業でその運転業務中に生じた不慮の事故および交通事故の場合には入院・通院・部位症状別傷害・災害長期入院一時金・手術・放射線治療・先進医療共済金はお支払いできません。

- ① 競馬・競輪・オートレース・競艇等の職業競技者
- ② 潜水・潜函・サルベージ、その他これらに類する職業
- ③ 警察官・海上保安官、その他これらに類する職業
- ④ 自衛官(防衛大学校生を含みます)
- ⑤ 坑内・隧道内作業に従事される方
- ⑥ 近海または遠洋漁業の船舶乗組員
- ⑦ 1,000トン未満の船舶乗組員
- ⑧ ハイヤー・タクシー運転手

割り戻し金について

毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします(5月末現在の有効契約が対象となります)。

ただし、終身医療保障タイプに対する割り戻し金は利息をつけてすえ置きます。なお、すえ置かれた割り戻し金は、共済期間の途中に、契約者からのご請求にもとづきお支払いすることもできます。

共済金受取人について

1. 共済金受取人は契約者です。

2. **1.**にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、**(1)**から**(5)**の順位になります。なお、**(2)**から**(5)**の中では、記載の順序になります。

(1) 契約者の配偶者

(2) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです)

(3) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(4) **(2)**にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(5) **(3)**にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

※契約者は、支払事由が発生するまでは所定の書類によ

り、被共済者の同意および当会の承諾を得て、2.の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を2.以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。

3.扶養者死亡共済金、個人賠償プラス、携行品損害共済金の共済金受取人は被共済者です。

携行品損害について

1. 損害の額は、当該時価額保障です。
2. **次表**に当てはまるものについては、携行品損害の対象となりません。(一部抜粋)

有価証券、貴金属、通帳、キャッシュカード、クレジットカード、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、コンタクトレンズ など

共済金を減額してお支払いする場合

事故等による傷害で共済金をお支払いする場合、以下の影響により傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定してお支払いします。

1. 当該事故発生時、すでに存在していた障がいもしくは傷病の影響
2. 当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障がいもしくは傷病の影響

共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります(賠償責任に関わる共済金・携行品に関わる共済金は免責となり、お支払いできません)。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項、不利益になる事項等を記載しています。

クーリングオフについて

申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

※クーリングオフをする場合、書面に契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、被共済者の氏名、クーリングオフをする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。

加入申込書(申込書)および質問表の記入について

1. 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等についての質問)について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。被共済者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。
2. 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き

受けするか否かを決定します。その結果は申込者(契約者)に通知します。

3. 申込者(契約者)が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。

申込書に申込日(告知日)の記入がなかった場合は、申込書の受付方法に応じて以下の日付を申込日(告知日)とします。

① 当会窓口: 当会の窓口受付日

② 金融機関窓口: 金融機関の窓口受付日

③ 郵送: 消印日

金融機関の窓口受付日または消印日が判読不明の場合は、当会受付日を申込日(告知日)として取り扱います。

契約の成立と効力の発生について

当会が加入を承諾した場合、次のように契約が成立し保障が開始(発効)します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

1. 申し込みと同時に初回掛金を払い込む場合

契約の効力は初回掛金の払い込まれた日の翌日午前零時から発生(発効)します。

※申込書のご提出が初回掛金の払込日より遅くなった場合は、申込書の受付日(消印日)の翌日午前零時から保障を開始します。

※初回の掛金は、申込日からその日を含めて1ヵ月以内に、当会窓口あるいは当会の指定した金融機関から払い込みください。申込日から1ヵ月を過ぎますと、契約が不成立となり、再度お申し込みいただくことになります。

2. 口座振替(口振)により初回掛金を払い込む場合(郵送加入)
契約の効力は**申込書の受付日(消印日)の翌々月1日午前零時から発生(発効)**します。

※ご指定の口座から初回掛金の振り替えができなかったときは、申し込みはなかったものとなります。当会が指定する振替日までにご指定の口座へ払い込みください。

2回目以降の掛金払い込みと払込猶予期間・契約の失効

1. 口座振替(口振)は、当会が指定した振替日にご指定の口座から振り替えます。

掛金の払込期日は次のとおりです。

発効日が毎月1日の場合	前月の月末
上記以外の場合	当月の月末

2. 払込期日の翌日から3ヵ月の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します(契約がなくなります)。

共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が契約者の代理人として共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。

また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。

共済金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。

1.すべての共済金	(1)被共済者の犯罪行為(個人賠償プラス・携行品損害共済金を除きます) (2)被共済者・契約者・共済金受取人の故意 (3)契約が解除された場合 (4)契約が無効となった場合や、詐欺等により取り消された場合 など
2.死亡・重度障がい を原因とする共済金	(1)発効日(増額分は更新日。以下同じ)から1年以内の自殺・自殺行為 (2)発効日前の傷害または病気を原因として重度障がいの状態となったとき など
3.不慮の事故を原因とする共済金	(1)被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2)被共済者の精神障がいまたは泥酔、疾病に起因して生じた事故 (3)無資格運転、酒気帯び運転およびこれに相当する運転中の事故 (4)原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないもの (5)一部の職業において、業務中の事故(P.2「 一部のご職業について 」をご確認ください) など
4.交通事故を原因とする共済金	(1)3.の(1)～(5) (2)道路以外の場所における車両の交通により生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書の交付を受けられなかったもの (3)人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの (4)「駐車中」の事故 など

5.病気を原因とする共済金	(1)被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2)被共済者の薬物依存またはそれにより生じた疾病 (3)原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないもの (4)発効日前に発病した病気を原因とした、発効日から2年以内の入院、手術、放射線治療および先進医療 (5)発効日から1年以内に被共済者が妊娠・分娩に伴う異常を原因とした入院・手術・放射線治療および先進医療(こども保障タイプ、シニア総合保障タイプ、シニア医療保障タイプ、終身医療保障タイプを除く) など
6.手術・放射線治療 に関わる共済金	創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検を目的とした手術 など
7.携行品損害共済金	(1)被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2)生計を一にする親族の故意(被共済者に共済金を取得させる目的がなかった場合は除く) (3)共済の目的となる携行品の欠陥、自然消耗、置き忘れ、紛失 など
8.賠償責任に関わる共済金	(1)同居または生計を一にする親族に対する損害賠償責任 (2)暴行または殴打に起因する損害賠償責任 (3)職務従事に起因する損害賠償責任 (4)被共済者本人が所有する財物および被共済者が使用・管理する財物に関する損害賠償責任(使用・管理とは借用物、預り物等をいいます。財物は不動産を含みます) (5)心神喪失に起因する損害賠償責任

	(6)自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 など
※右記については、共済金は重複して支払いません。	(1)交通災害障害共済金(重度障がいのみ)と交通災害死亡共済金 (2)災害障害共済金(重度障がいのみ)と災害死亡共済金 (3)交通災害通院共済金と災害通院共済金 (4)重度障害共済金と死亡共済金 (5)原因の異なる入院が重複する期間の共済金

規約・細則の変更について

当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日・移行日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項)により更新・移行します。

また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

個人賠償プラス(個人賠償責任共済)の保障の重複について

当会および当会以外のご契約ですでに同種の保障に加入しているときは保障が重複することがあります。重複すると、保障の対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは保険金や共済金が支払われない場合があります。それぞれのご契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。

※主たる被共済者とそのご家族がそれぞれ個人賠償プラスに加入し、保障が重複した場合、支払限度額はそれぞれの保障額を合算した額となります(それぞれのご契約から共済金を重ねてお支払いすることはありません)。

契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

1. 被共済者が発効日にすでに死亡していたとき
2. 被共済者が発効日または更新日に**P.1「被共済者になることができる方」**の範囲外であったとき
3. 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分に対応するタイプ
4. 申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき
5. 契約者の意思によらず契約の申し込みがされたとき
6. 同じタイプに複数加入していたときは、その超えた部分に対

応するタイプ

7. 契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたとき
 8. 基本となるタイプが契約の発効日または更新日において無効であるときのがん保障プラス、個人賠償プラス
 9. 被共済者がすでに終身生命共済ならびに個人長期生命共済の事業規約にもとづく先進医療特約を締結している場合に新たに先進医療特約の締結をしたときの当該特約
- ※すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
※無効の場合、掛金の全部または一部を契約者にお返しします(7.のときを除きます)。

詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、被共済者(個人賠償プラスの場合、主たる被共済者)または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

1. 共済金受取人(個人賠償プラスは、被共済者または共済金を受け取るべき人)が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
 2. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人(個人賠償プラスは、契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人)が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
 3. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき
- *1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- *2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
4. 他の契約との重複によって、被共済者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
 5. **前記1.~4.**までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき

6. 契約者または被共済者（個人賠償プラスは、主たる被共済者）が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

1. 被共済者が死亡したとき

※被共済者が死亡された場合は当会へご連絡ください。

2. 被共済者が重度障がいの状態となり、重度障害共済金がお支払われたとき

被共済者による契約の解除請求について

被共済者が契約者以外である場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます（個人賠償プラスを除きます）。

掛金の生命保険料控除について

こくみん共済の掛金は、一部分を除き生命保険料控除の対象となります。

※傷害タイプ、傷害Wタイプ、傷害60歳タイプ、傷害W60歳タイプ、個人賠償プラスは、掛金全額が控除の対象になりません。

契約内容に関する届け出について

契約者（4.は被共済者または相続人）は次の場合、当会へご連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

1. 契約者または被共済者の氏名を変更したとき（死亡共済金受取人や指定代理請求人を含みます）

2. 契約者の住所を変更したとき

3. 続柄が変更となったとき

4. 契約者が死亡されたとき

解約と解約返戻金について

1. 契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。当会所定の解約届を提出してください。

※がん保障プラス、個人賠償プラスは組み合わせて加入している基本となるタイプが、終了（無効・取り消し・失効・解約

・解除・消滅）するとき、あわせて終了となります。

2. 終身医療保障タイプ

できる限り安い掛金で終身保障を実現するために、解約返戻金をゼロ（0円）とした共済商品です。そのため、契約を解約したり、契約が失効した場合の解約返戻金はありません。

3. その他のタイプ

解約返戻金はありません。

お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

当会は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」にもとづき適切に取り扱います。

○所属団体について

所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報（特定個人情報を除く）を所属団体へ提供させていただきます。

○医療機関等について

共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。

○再共済（再保険）について

再共済（保険）契約の締結や再共済（保険）金の請求等のため、再共済（保険）の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

○契約等の情報交換について

生命共済制度の健全な運営を確保するため、またお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効等の判断の参考とするために、支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社に対して、本契約に関する個人情報を提供することがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は当会ホームページ（<https://www.zenrosai.coop>）をご参照ください。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

こくみん共済 coop(当会)では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

苦情は、受付専用窓口の「こくみん共済 coop お客様相談室」へご相談ください。なお、当会ホームページでも受け付けております。

◆こくみん共済 coop お客様相談室

- ・専用フリーダイヤル 0120-603-180
- ・受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)
- ・ホームページ <https://www.zenrosai.coop>

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

- ・電話 03-5368-5757
- ・受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

組合員について

1. 組合員の資格

- (1) この消費生活協同組合(都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます)の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- (2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- (3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

5. 除名

- (1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ① 3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ② この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

ご契約者の皆さまへ

「こくみん共済 coop(当会)」は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行ってまいります。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください)。

初めて「こくみん共済 coop」の共済に加入される方は、各都道府県の労済(共済)生協の組合員になっていただきますので出資金が必要です。

新しく組合員になられる方へ(出資金について)

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口(100円)の出資が必要です(生活協同組合運営のために10口(1,000円)以上の出資をお願いしています)。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの「こくみん共済 coop」へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がありますのでご注意ください。